

四街道市立公民館指定管理者募集要項

四街道市立公民館の指定管理者を募集します。

1. 施設の設置目的

市は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的（市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること）を達成するため、本施設を設置しています。

2. 施設の概要

- (1) 施設の名称 四街道市立四街道公民館
施設の所在地 四街道市四街道1532番地17
- (2) 施設の名称 四街道市立千代田公民館
施設の所在地 四街道市もねの里3丁目20番30号
- (3) 施設の名称 四街道市立旭公民館
施設の所在地 四街道市和田54番地10

※ 施設の規模等については、別添「仕様書」に記載しています。

3. 指定管理者が行う管理の基準

管理に係る基本的な事項は、次のとおりとします。なお、提案に当たっては、当該事項（(1)、(2)、(3)に限る。）の効果的な変更も、事業計画の企画提案の対象となります。

なお、本施設の使用料収入については、市の収入となります。

(1) 休館日

毎月の第4月曜日、12月29日から翌年の1月3日まで（ただし、あらかじめ教育委員会の承認を得ることにより、休館日に開館することができます。）

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで（ただし、あらかじめ教育委員会の承認を得ることにより、開館時間以外の時間に開館することができます。）

(3) 適正な管理運営

施設の設置目的に従い、適正な管理運営を行ってください。

(4) 適正な利用の確保

施設の管理運営に当たり、施設を使用しようとする者に対する不当な差別的取扱いがなされないよう適正な利用を確保してください。

(5) 管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者に指定された場合は、当市条例、規則及び別途締結する協定書に基づき、必要な措置を実施していただきます。

(6) 使用料

施設に係る使用料については、条例で定める額とします。なお、利用者から徴収した使用料等については、市の収入となります。

(7) 関係法令等の遵守

指定管理者に指定された場合において、施設の管理運営業務を行うに当たっては、次に掲げる関係法令等を遵守する必要があります。なお、法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守するものとします。

- ① 地方自治法
- ② 社会教育法
- ③ 労働基準法
- ④ 四街道市立公民館条例及び同施行規則
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律
- ⑥ 四街道市情報公開条例及び同施行規則
- ⑦ 四街道市使用料条例及び同規則
- ⑧ 四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則
- ⑨ 四街道市暴力団排除条例
- ⑩ その他関係法令等

4. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とします。

(1) 管理運営事業（市からの指定管理料に含まれる業務）

- ① 施設の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
- ③ その他施設の管理運営上教育委員会が必要と認める業務

※ 詳細については、別添「仕様書」のとおりとします。

(2) 自主事業（市からの指定管理料に含まれない業務）

- ① 施設の設置目的及び住民のニーズを反映した指定管理者の主催事業
- ② その他業務

5. 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）とします。

6. 申請者の資格等

(1) 申請者は、法人その他の団体とし適格請求書発行事業者の登録を受けている者とします。

(2) 複数の団体での共同による申請の場合は、共同申請をする者の名称を設定し、代表となる団体を決め、当該代表となる団体が申請の手續を行うこととします。

- (3) 共同申請をする者を構成する一の団体は、単独、又は他の共同申請をする者を構成する一の団体となり申請を行うことはできません。
- (4) 申請する団体（法人でない団体にあつては、団体の代表者。以下同じ。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる事項に該当しない者であることとします。
- ア この募集要項の告示の日において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は告示の日前6ヶ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
- イ この募集に係る申請の日までに会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ この募集に係る申請の日までに民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- (5) 申請する団体が、四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、この募集要項の告示の日からこの募集に係る申請の日までの間受けていない者であることとします。
- (6) 申請する団体が、国税（法人税又は所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であることとします。

7. 管理運営経費

(1) 指定管理料（委託料）

指定期間内の指定管理料総額の限度額

432,130千円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】	四街道公民館	148,930千円
	千代田公民館	138,485千円
	旭公民館	144,715千円

※ 指定管理料は、予算の範囲内で指定管理者と締結する協定書により決定することとなります。提案額が保障されるものではありません。

(2) 指定管理料（委託料）の支払い

協定書に基づき、四半期ごとに前金払いにより支払います。

(3) 会計管理

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うのに当たり、法人等の経理から分離し、別に経理区分を設け、専用口座を開設し、収支を明らかにしてください。

8. 指定管理者と四街道市の危険負担

原則として協定書に定めるとおりとします。ただし、協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市と指定管理者が協議の上定めるものとします。

9. 申請方法等

(1) 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に教育委員会に提出してください。

- ① 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する事業計画書（様式1）及び収支予算書（様式2）
- ② 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等及び団体の代表者の身分証明書（市区町村長が発行するもので申請日直前3か月以内に発行されたもの））
- ③ 当該団体の直近の決算期3期分の法人税申告書（別表1・4・5）、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がない者にあつては、これらに類する書類）
- ④ 当該団体のパンフレット等、団体の概要が分かるもの
- ⑤ 申請者の資格を欠いていないことの宣誓書（様式3）
- ⑥ 国税（法人税又は所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書

(2) 提出部数

正本1部、副本14部（副本は複写可。うち1部はクリップ留めとし、製本しないもの）とします。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。持参の場合は、令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしません。）、郵送の場合は、原則として書留とし、令和5年8月31日（木）必着とします。

(4) 提出先

〒284-0003

千葉県四街道市鹿渡2001-10

四街道市教育部社会教育課学習振興係

(5) 説明会の開催

申請方法、提出書類、今後の日程等について説明会を開催します。なお、参加人員は1団体につき2人までとし、団体の名称及び参加者の氏名を令和5年7月28日（金）午後5時までに連絡してください。

- ① 開催日時 令和5年8月1日（火）午前11時00分から

- ② 開催場所 保健センター第2会議室
- ③ 連絡先 14の問い合わせ先と同じ

(6) 申請に要する経費等

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(7) 質問事項の受付等

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和5年7月25日（火）～令和5年8月10日（木）午後5時
- ② 受付方法 質問票（様式4）に記入し、下記14の問い合わせ先までFAX又は電子メールで提出してください。
- ③ 回答方法 説明会前日までの質問については、説明会で回答します。説明会後の質問については、FAX又は電子メールにより説明会に出席した団体に令和5年8月18日（金）までに回答します。

(8) その他

- ① 提出された書類等は返却いたしません（使用は選定評価委員会での選定及び議会での指定に係る手続に限ります）。
- ② 提出された書類は、四街道市情報公開条例に基づく情報公開の請求により、開示することがあります。
- ③ 指定に係る議会の審議に必要な情報に限って、応募資料の一部を議会に提供することについて予めご了承ください。

10. 選定の基準

指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）の選定基準は次のとおりです。

- (1) 施設の設置目的が達成できること。
- (2) 施設の利用に関し、不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (3) 施設の利用者に対するサービスの維持向上が図られること。
- (4) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (5) 四街道市立公民館条例の趣旨等に基づき、施設の効用をいかしながら、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (6) 事業計画に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有すること。

11. 選定方法等

(1) 選定の方法

四街道市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て1団体を指定候補者として選定します。選定に当たっては、原則的にヒアリングを行います

(ヒアリングの日時及び場所その他必要な事項はヒアリング開催日の1週間前までに連絡します。)。なお、指定管理者として適した団体がない場合は、本募集要項による指定候補者は該当がなかったものとします。

また、選定された団体が四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第20号)第6条の規定により選定を取り消されたときは、選定されなかった申請者の中から新たに指定候補者を選定する場合があります。

委員会の審査については、選定の基準に基づく別紙の審査基準を基に、委員会が選定する指定候補者を選定します。

(2) 選定結果

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、選定結果の公表の際には、事業者名、総得点及び評価項目ごとの得点を四街道市ホームページで公表します。

(3) 選定後の手続

指定候補者に選定された団体は、四街道市議会の議決を経て、指定管理者として行う業務について本市と協定を締結した後、本施設の指定管理者として指定します。

12. 引継業務等

本施設の指定管理者として新たに指定を受けた者は、施設の管理運営を円滑に開始するため、管理運営を開始するまでの間に十分な準備を行うとともに、前任の指定管理者から引継ぎを受けるものとします。

管理運営を開始するための準備に要する経費及び引継ぎに要する経費については、前任の指定管理者が引継ぎに要する経費を除いて、新たに指定を受けた指定管理者が負担するものとします。

13. その他

機械設備を中心に施設の全面的な機能回復を図る改修工事を行うため、旭公民館は令和6年8月末まで休館となります。休館中も、公民館機能の一部(公民館の窓口、電話応対や図書室の予約資料の貸出・返却)については、敷地内に併設する仮設事務所内で対応することとします。

14. 問い合わせ先

〒284-0003

千葉県四街道市鹿渡2001-10

四街道市教育部社会教育課学習振興係

電話：043-424-8927、FAX：043-424-8923

電子メール：yshakai@city.yotsukaido.chiba.jp